

奈良県決定

大和都市計画道路の変更について
【大川橋線の変更】

次の付議案を提出する。

平成28年2月8日

奈良県都市計画審議会会長

都計第 119 号
平成28年1月29日

奈良県都市計画審議会会長 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画道路の変更について
【大川橋線の変更】
(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画道路の変更 (奈良県決定)

都市計画道路中3・5・960号大川橋線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・960	大川橋線	五條市野原西六丁目	五條市中之町	五條市野原西二丁目、二丁目、四丁目、五丁目、五條二丁目、須恵一丁目、本町二丁目、三丁目、釜碓町	約3,820m	地表式	2車線	12m(12~35m)	JR和歌山線と立体交差 自動車専用道路(京奈和自動車道(五條道路))と立体交差 幹線街路と平面交差 6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 大川橋線の変更理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 大川橋線は、起点を五條市野原西6丁目、終点を五條市中之町とし、五條市の中心市街地を縦貫する標準幅員12m、2車線、延長約3,820mの幹線街路である。

昭和25年に都市計画決定され、昭和56年の街路網の見直しに伴い、ほぼ現在の区域となっている。その後、京奈和自動車道（五條道路）の五條インターチェンジ周辺の変更を経て、最終平成15年に車線明記が行われている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 大川橋線と都市計画道路 樫原五條線（国道24号）が平面交差する五條市の本陣交差点（以下「当該交差点」という。）は、くいちがい交差となっている上、縦断線形も急勾配なことから視認性が悪く、交通流動の停滞を招いている。

一方、当該交差点と隣接する五條新町地区は、平成22年に五條市が「伝統的建造物群保存地区」として都市計画決定し、歴史的な町並み等の文化遺産を活かしたまちづくりを進めている。

今回、当該交差点を交通機能やまちづくりの観点から見直した結果、五條市の玄関口として「五條市五條新町伝統的建造物群保存地区」との調和を図りつつ、円滑な交通処理のため、交差点の道路線形を改良するものである。

(2) 変更の内容

五條市五條一丁目本陣交差点付近の約0.1kmの区間について、交差点の道路線形の改良に伴い、都市計画道路の区域を変更する。